

民生委員・児童委員選任における年齢要件の見直しを求める意見書

都内の各区市町村においては、民生委員・児童委員の確保が困難な状況となっており、ほとんどの区市町村で定員割れとなっています。

このような中、令和元年12月の民生委員・児童委員一斉改選に向け、少子高齢化の進行や高齢者就労の増加等から、その人材確保に苦慮しており、状況はますます厳しいものとなってきているのが実情です。

国における民生委員・児童委員の選任基準の年齢要件としては、75歳未満の者を選任するよう努めることとされています。

これに対し、東京都の民生委員・児童委員選任要綱では、住民生活の実態に即応した柔軟な指導力、機敏な行動力及び新しい時代感覚等が強く望まれていることに鑑み、新任者の場合、「原則として67歳未満の者であること。ただし、適格者を確保する上で必要と認められる場合は、70歳未満の者を推薦することができる。」とされており、この年齢要件が、人材確保に当たって一つの障壁となっています。

超高齢社会の中で、健康寿命は伸びており、高齢者の方は、地域を支える大きな力として、今後ますます活躍が期待されるところであります。

よって、あきる野市議会は東京都に対し、民生委員・児童委員選任における年齢要件を国と同等とするよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月20日

東京都あきる野市議会
議長 天 野 正 昭

提出先

東京都知事